

教員免許の更新手続きに必要な書類について

1 有効期間が付された免許状を所持する方の申請書類

- (1) 免許状更新講習の課程を修了した方が有効期間の更新を申請する様式
→ 様式第1号「有効期間更新申請書」
- (2) 教員を指導する立場等の受講免除事由により有効期間の更新を申請する様式
→ 様式第2号「有効期間更新申請書」
- (3) 免許状更新講習を受講することが困難な事由等により有効期間の延長を申請する様式
→ 様式第3号「有効期間延長申請書」

2 有効期間が付されていない免許状を所持する方の申請書類

- (1) 免許状更新講習の課程を修了した方が修了確認期限の経過前に修了確認を申請する様式
→ 様式第4号「更新講習修了確認申請書」
- (2) 当該期間に更新講習の一部の課程を最初に履修した日から全ての課程を修了した日までが2年2月以内であることについての確認を申請する様式
(更新講習修了確認を義務付けられていない方が、免許状の効力を回復する際の様式)
→ 様式第5号「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書」
- (3) 免許状更新講習を受講することが困難な事由等により修了確認期限の延期を申請する様式
→ 様式第6号「修了確認期限延期申請書」
- (4) 教員を指導する立場等の事由により更新講習の受講免除認定を申請する様式
→ 様式第7号「免許状更新講習受講免除認定申請書」

添付書類一覧

（単位：円）

必要な添付書類	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
履修証明書（原本）	○			○	○		
免許状確認書類* ¹	○	○	○	○	○	○	○
受講免除証明書類* ²		○					○
延長事由証明書類* ³			○			○	
石川県収入証紙* ⁴	3,300	3,300	2,000	3,300	3,300	2,000	3,300
返信用封筒* ⁵	原則添付すること						
戸籍抄本* ⁶ （原本）	免許状と申請・添付書類の氏名又は本籍地が異なる方						

*1 免許状確認書類として、所持するすべての免許状についての写し（両面コピーしたもの）若しくは授与証明書（原本）を添付。更新又は延長を受けたことがある方は、更新等の証明書の写し又は最新の有効期間若しくは修了確認期限が記載された所持するすべての免許状についての授与証明書（原本）を添付。

*2 申請様式の証明欄に証明を受けること。別に添付する書類として、文部科学大臣優秀教員表彰又は都道府県優秀教員表彰を受賞した場合は表彰状の写し、予備講習修了の場合は予備講習修了（履修）証明書（原本）、予備講習と更新講習の履修により受講を修了した場合は、予備講習履修証明書（原本）と更新講習履修証明書（原本）。

*3 申請様式の証明欄に証明を受けること。専修免許状を取得するため大学院の課程に在籍している場合は、併せて在学証明書を添付。

*4 申請1回につき該当する金額の石川県証紙（北國銀行で取扱）を貼付。1回の申請で免許状を複数枚更新する場合でも、手数料は1回分でよい。

*5 切手460円分を貼付した角形2号の返信用封筒を添付。

（石川県内の公立学校又は教育委員会に勤務する方は庁内経由で送付するため不要。）

*6 申請書類と添付書類の氏名又は本籍地が異なる場合に添付すること。

なお、更新等の証明書に記載する氏名及び本籍地は、免許状の記載どおりとなるため、氏名又は本籍地に異動があった方が、異動を反映した証明書を希望する場合は、免許状の授与を受けた都道府県で書換手続きをした後、更新等の申請をすること。

1 免許状更新講習の受講資格、免除、延長に関する証明者

受講対象者の区分		証明者
教育職 又は 教育に あ る者	校長（園長）、 副校長（副園長）、 教頭、主幹教諭、 指導教諭、教諭、 講師* ¹ 、養護教諭、 養護助教諭、 栄養教諭、実習助 手、寄宿舎指導員、 学校栄養職員、 養護職員	国立学校 校長の証明（校長本人の場合は法人の長）
		公立学校* ² 校長の証明（校長本人の場合は学校設置 者である県又は市町の教育委員会）
		私立学校 校長の証明（校長本人の場合は法人の長）
		共同調理場に勤務 する栄養教諭又は 学校栄養職員 場長の証明（場長本人の場合は共同調理 場設置者である市又は町の教育委員会）
	教員出身者で、教育委員会又は県若し くは市町の首長部局に勤務する者	所属長の証明（所属長本人の場合は勤務 先の教育委員会又は任命権者の証明）
教育職 として 採用 が内 定し た者 又は 進 ず る者	教育職員として採用が内定した者	任用（雇用）予定者の証明
	かつて教育職員であった者で、教育職 員を志望する者	任用（雇用）していた者* ³ の証明
	認定こども園、認可保育所又は幼稚園 と同一の設置者が設置する保育所に勤 務する保育士	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者 （講師リスト登載者）	任用（雇用）する可能性がある者* ⁴ の証 明

*1 教育職員として臨時的任用講師や非常勤講師の身分を有する者を指す。（例えば市町の特
別支援員など、教諭等を補助する立場にある者は含まない。）

*2 教育職員の職にあり、兼務又は併任により学校以外の機関に勤務している者は、勤務先の
所属長の証明を受けること。

*3 県立学校に任用されていた者と市町立学校の教諭であったことがある者は教職員課、市町
立学校の講師であった者は当該学校の地域を所管する教育事務所が証明事務を行う。

*4 講師登録先が県立学校である者は教職員課、市町立学校である者は当該学校の地域を所管
する教育事務所が証明事務を行う。

2 添付書類

免除・延長事由の証明にあたり、各申請書の所定欄に証明者の証明を受ける必要がある。
また、次の場合には、証明者の証明を補完するための書類を添付する必要がある。

手続	事由	添付書類
免除	文部科学大臣優秀教職員表 彰等を受賞	表彰状の写し
	予備講習の修了	予備講習修了（履修）証明書（原本）
	予備講習と免許状更新講習 の履修による修了	予備講習履修証明書（原本）及び免許状更新講習履 修証明書（原本）
延長 （延期）	専修免許状を取得するため 大学院の課程に在籍	在学証明書（原本）

3 申請手続期間

(1) 有効期間が付された免許状を所持する方の場合

ア 様式第1号、様式第2号

→ 免許状に付された有効期間満了の日の2年2月前～2月前

イ 様式第3号

→ 延長事由が生じた日～有効期間満了の日の2月前

(2) 有効期間が付されていない免許状を所持する方の場合

ア 様式第4号、様式第7号

→ 修了確認期限の2年2月前～2月前

イ 様式第5号

→ 免許状更新講習を当該期間に最初に履修した日から2年以内

ウ 様式第6号

→ 延期事由が生じた日～修了確認期限の2月前